

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成30年7月18日をもちまして、スマートフォンアプリ『メガスマッシュ』のサービスを終了いたします。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用の前払式支払手段「メガオーブ（有償）」を保有しているお客様に払戻しを致します。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号

株式会社スタジオキング

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

『メガスマッシュ』用の「メガオーブ（有償分）」の未使用分

3. 払戻し申出期間

平成30年7月18日 15:00～平成30年10月18日 15:00

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. 払戻し申出方法

詳細は『メガスマッシュ』公式サイト (<https://mega-smash.jp/>) または、アプリ内のお知らせよりご確認ください。

5. 払戻しの方法

お申出後、お客様に指定頂いた銀行口座に振込む方法により、払戻しさせていただきます。

6. 払戻しに関するお問い合わせ先

『メガスマッシュ』内の お問い合わせフォーム (<https://mega-smash.jp/contacts/new>) または、アプリ内の「ヘルプ」画面の「お問い合わせ」よりお問い合わせください。

平成30年5月18日

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19番 19号

株式会社スタジオキング

代表取締役社長 鈴木 貴明